

第2 特集

設例で徹底解説

収益認識基準の

第Ⅰ章

売手と買手の会計処理の対称性がポイント

収益認識基準の連結修正仕訳への影響の対処法

第Ⅱ章

自動仕訳・手入力仕訳はどうか

収益認識基準の連結修正仕訳の検討論点

- I 収益の認識単位が変更されるケース(ステップ2関連)
- II 一時点の収益認識から一定期間にわたる収益認識へ変更されるケース(ステップ5関連)
- III 顧客と約束した対価に変動対価が含まれるケース(ステップ3関連)
- IV 契約書に記載されている金額とは異なる金額で収益を計上するケース(ステップ4関連)
- V 連結会社が代理人として関与するケース(「本人と代理人の区分」・「委託販売契約」関連)
- VI 連結会社に有償支給するケース(「有償支給取引」関連)

第Ⅰ章

売手と買手の会計処理の対称性がポイント

収益認識基準の連結修正 仕訳への影響の対処法

【この章のエッセンス】

- 収益認識基準の適用により、売手と買手の会計処理の対称性が崩れることで、連結会社間内部取引の消去において新たな差異が発生する可能性がある。
- 新たに発生する差異に対して、未達取引の調整と同様の方法により対処することなどが考えられる。

手の収益・債権と買手の仕入・債務について金額や計上時期に相違はなく、その意味で売手と買手の会計処理が対称的になっていたことが想定され、この場合には連結会社間内部取引において特段の差異は発生していなかったと考えられる。他方、収益認識基準の適用後は、売手の収益・債権等の金額や計上時期が従来から変更されることにより、売手と買手の会計処理の対称性が崩れる場合が想定され、そのままでは連結会社間内部取引において新たな差異が発生する可能性がある。当該差異が重要であれば、連結決算手続においてこれに対処することが必要となる。

問題の所在

収益認識基準の適用前においては、多くの場合、売